

1. 誘導施策の展開方針

誘導施策とは、都市機能誘導区域及び居住誘導区域への機能誘導の促進に加え、これらの区域外への機能立地をゆるやかに抑制するために講ずる中長期的な視点を持った施策です。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、将来の都市構造を実現するための機能誘導を図る区域であることから、誘導施策は、「まちづくりの方針と誘導方針」を踏まえて、次のように展開することとします。

施策の展開にあたっては、都市再生特別措置法等に基づく国が直接的に支援する施策をはじめ、国の各種支援措置を受けて本市が行う施策のほか、本市独自の施策などを組み合わせることによって、効果的な展開を図るものとします。



2. 居住誘導に関する施策

居住誘導を図るため、以下のような施策に取り組みます。

■子育て・福祉施策の充実

- 犬山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の生活を支える重層的な支援体制の構築を図るとともに、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスの充実を図ります。
- 犬山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様化する就労形態や家庭の状況、地域の実情に応じた子育てニーズに対応し、安心して子育てができるよう、子育て支援の充実と環境整備を図ります。

■定住促進に向けた支援制度等の活用

- 犬山市空き家・空き地バンクを活用し、空き家・空き地の流通を促進するとともに、空き地・空き家、未接道地等の集約、交換、権利移転など有効な土地利用を促進する低未利用土地権利設定等促進計画制度等を活用したスキームを検討します。
- 犬山市空き家利活用奨励金や犬山市空き家利活用改修費補助金の周知・運用により居住誘導区域における空き家の利活用を促進します。
- 市内への転入を促進するため、犬山市ふるさと・働きて定住促進サポート事業により、市内で住むための住宅購入・新築等の費用の一部補助を継続するとともに、居住誘導区域内における移住について、支援制度の拡充を検討します。

■良好な居住環境の確保

- 計画的な道路整備や狭あい道路の解消、雨水浸水対策などの基盤整備による都市的低未利用地の宅地化を促進します。
- 老朽化した都市施設の計画的な改修により生活環境の維持・充実を図ります。
- 民間事業者による住宅地の供給については、犬山市宅地開発補助金制度の継続や拡充を検討するとともに、土地利用の共同化や高度化による居住環境の確保に向けた優良建築物等整備事業等を活用した支援制度を検討します。
- これらの取り組みについては、都市再生特別措置法に基づく都市計画制度（居住誘導区域内における都市計画提案）や国の財政的な支援制度（都市構造再編集中支援事業等（交付金・補助金））の活用を検討します。

■届出制度の適切な運用

- 都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用することにより、一定規模以上の住宅の立地動向を把握し、今後の施策検討や事業者への情報提供を図ります。

■防災指針に基づく取り組みの推進

- 居住誘導区域内において洪水などの災害リスクがある区域では、浸水対策等の推進により災害リスクを軽減するとともに、ハザードマップ等を活用し災害リスクの周知やそれらのリスクに応じた避難や住まい方に関する意識啓発など防災指針に基づく取り組みを推進します。

3. 都市機能誘導に関する施策

都市機能（誘導施設）の維持・誘導を図るため、以下のような施策に取り組みます。

■市街地における都市基盤の整備・改善

- 誘導施設の立地誘導や市街地の都市基盤の整備・改善にあたっては、都市再生特別措置法に基づく都市計画制度（容積率や用途制限の緩和）や国の財政的な支援制度（都市構造再編集
中支援事業等（交付金・補助金））の活用を検討します。
- 都市計画道路の整備を通じたアクセス性の向上や歩行者空間の創出といった立地ポテンシ
ヤルを高めることで誘導施設の立地を促進します。

■都市における既存ストックの活用促進

- 空き地・空き家、未接道地等の集約、交換、権利移転等など有効な土地利用を促進する低未
利用土地権利設定等促進計画制度等を活用したスキームを検討します。
- 駅近居住の促進による商業や生活サービス機能の需要の確保に寄与する優良建築物等整備
事業等を活用した土地利用の共同化や高度化による取り組みを検討します。
- 犬山市空き店舗活用事業費補助金制度を通じて市内の空き店舗等の有効活用を促進します。

■国が定める支援制度の活用

- 誘導施設に対する税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融上の支援措置とい
った国等が直接行う施策を活用します。

■市が独自に定める特例制度の検討

- 都市機能誘導区域内において、民間事業者が誘導施設を新たに開設する場合における市独自
の支援制度や優遇措置を検討します。

■届出制度の適切な運用

- 都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用することにより、誘導施設の立地動向を把握し、
今後の施策検討や事業者への情報提供を図ります。

■公的不動産の活用

- 市が保有している低未利用地や施設の統廃合等により生じた土地については、公共用の活
用を検討するだけでなく、売却や貸し付けなどによる都市機能の誘導について庁内連携
を図ります。

4. 公共交通に関する施策

公共交通ネットワークの確保・維持・活性化に向けて、『犬山市地域公共交通計画』と整合し、以下のような施策に取り組みます。

■公共交通ネットワークの確保

- 鉄道、路線バス、わん丸君バス、タクシーといった公共交通それぞれの機能や役割に応じたサービスを提供するとともに、確保・維持・活性化に向けた取り組みを実施します。
- 市内及び近隣市町との公共交通ネットワークを確保・維持・活性化するため、鉄道、路線バス、わん丸君バス、タクシー等の連携を図ります。

■乗継環境の改善

- 犬山駅や総合犬山中央病院といった主要施設に付帯するバス停や、乗り継ぎが発生するバス停は、交通結節点として公共交通相互の乗り継ぎを考慮したダイヤとなるよう見直しを実施します。
- 主要なバス停において、周辺の建物内への待合スペース設置等待合環境整備を推進します。
- 鉄道駅や主要バス停において駐車場や自転車等駐車場を維持・確保します。

■ニーズに対応したサービスの実施

- 市街化調整区域の集落地等の交通空白地域のニーズに対応した移動手段として考えられるデマンド型交通やパーソナルモビリティ等の少量輸送の調査・研究を実施し、必要に応じて導入します。
- 買い物や通院といった日常的な移動を担うため、地域の移動特性に応じたサービスを実施します。

■公共交通の利用促進










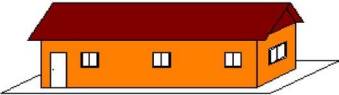
- 路線バスやわん丸君バスの利用方法について学ぶ乗り方教室を実施します。
- 犬山市へ転入してきた人を対象に、転入手続きの際に時刻表・路線図等の公共交通情報を提供します。
- 市内の企業や大学と連携し、マイカー通勤・通学を公共交通へ転換する「エコ通勤」「エコ通学」を促進する取り組みを実施します。
- 運転免許証を返納した高齢者へのわん丸君バス乗車回数券の配布や路線バス、タクシーの運賃割引を継続します。
- 小中学生を対象に公共交通の絵画や川柳を募集する等、公共交通に親しみを持ってもらい、将来の利用につながる取り組みを実施します。また、作品を車内に掲載すること等で家族の公共交通利用を促進します。

届出制度

1. 居住誘導区域に関わる届出

居住誘導区域外で以下のような一定規模以上の開発行為または建築行為を行おうとする場合には、その行為に着手する30日前までに市長への届出が必要です。

届出対象行為(居住誘導区域外) (資料:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)を編集)

開発行為※1	建築行為※2
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示(3戸の開発行為)】</p> <p> </p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為 で1,000㎡以上の規模のもの 【例示(1,300㎡、1戸の開発行為)】</p> <p> </p> <p>【例示(800㎡、2戸の開発行為)】</p> <p> </p>	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示(3戸の建築行為)】</p> <p> </p> <p>【例示(1戸の建築行為)】</p> <p> </p> <p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p>

※1「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物(コンクリートプラント、ゴルフコースなど)の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(一定規模以上の盛土、切土)をいいます。

※2「建築行為」とは、既に造成された宅地等に建築物又は特定工作物を新築し、又は新設すること、また、建築物を改築し、又はその用途を変更することをいいます。

2. 都市機能誘導区域に関わる届出

(1) 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要です。

届出対象行為(都市機能誘導区域外)

開発行為	建築行為
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする 開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

(2) 都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内で誘導施設の休止又は廃止を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要です。

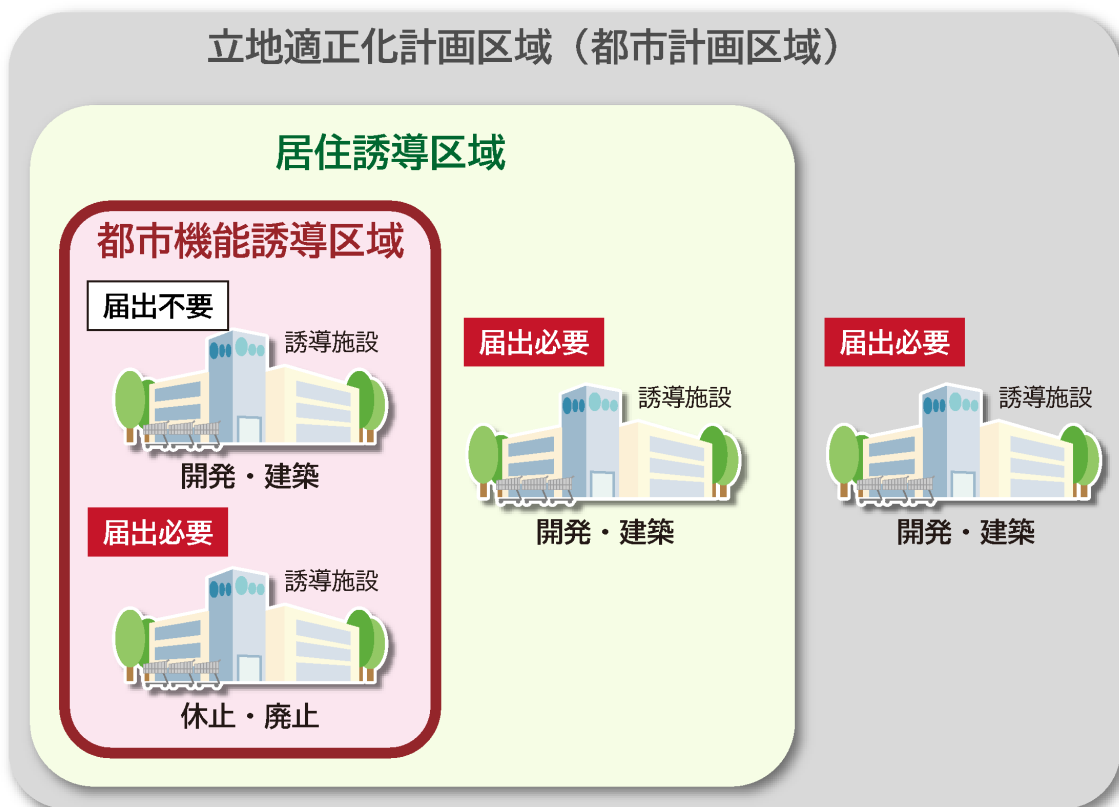


図 届出対象のイメージ